

第1回門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場

指定管理者候補者選定委員会会議録

1. 開催日時 令和元年9月2日(月)午後3時から午後5時10分
2. 開催場所 門真市役所本館2階 大会議室
3. 出席者 (委員) 船越委員、猪野委員、北岡委員、福田委員、満永委員
(事務局) 西口教育部管理監、中野教育部次長、隈元社会教育課長
中谷社会教育課スポーツ推進G長
西口社会教育課上席主査
4. 内 容 開会、教育長挨拶、委員・事務局職員紹介
委員長・副委員長の選出、会議の公開・非公開決定
会議録公開方法の決定、施設概要等説明、
応募状況・選定委員会の進め方
審査評価基準・審査方法説明書類審査、休憩(集計)
審査結果の報告、第2回委員会説明、閉会
5. 傍聴定員 ー(非公開のため)
6. 担当部署 (担当課名) 教育部 社会教育課
(電 話) 06-6902-7195(直通)
7. 会 議 録

【事務局】

それでは定刻となりましたので、第1回門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。

開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、式次第でございます。

資料1「席次表」でございます。資料2「選定委員会委員名簿」でございます。

資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(抜粋)」でございます。

資料4「審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)」でございます。

資料5「門真市情報公開条例(抜粋)」でございます。

資料6「指定管理者募集要項」でございます。

資料7「指定管理者業務仕様書」でございます。

資料8「指定管理者申請団体一覧」でございます。

資料9-1「第1次審査評価基準表」でございます。

資料 9-2「第 1 次審査評価基準表における配点の考え方」でございます。

資料 10「価格点算出方法」でございます。

資料 11「第 1 次審査評価個表(案)」でございます。

資料 12「5 段階評価表」でございます。

資料 13「第 2 回指定管理者候補者選定委員会予定表」でございます。

資料に不足はございませんでしょうか。

【事務局】

それでは、ただ今より、第 1 回門真市立テニスコート・青少年運動広場指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。

開会にあたり、久木元教育長よりご挨拶を申し上げます。

【教育長】

皆さんこんにちは、門真市教育長の久木元でございます。

本日はご多忙中にもかかわらず、門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場指定管理者候補者選定委員会に出席いただき、まことにありがとうございます。

また委員就任を快くお引き受けいただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、本市の社会体育施設であります当施設の指定管理の指定期間が、今年度末をもって満了となりますことから、令和 2 年 4 月 1 日からの指定管理者を選定することとなりました。今回ご審議いただく当施設につきましては、指定管理者制度を導入して 13 年経過し、民間企業のノウハウを生かした自主事業の実施などにより、市民の皆様には質の高いサービスを提供させていただけることと考えております。

市といたしましては、指定管理者には、これまでの取り組みを継続するとともに、より一層有効に施設を活用し、競技スポーツはもとより子どもから高齢者障がいのある方など幅広い世代が気軽に活用し、健康づくりをはじめ、仲間づくり、更には生きがいづくりにまで発展できるような施設として、運営していただくことを願っております。

委員の皆様方には、これよりご審議いただきますが、施設の持つ機能を最大限に生かし、業務の更なる改善や、サービスの向上が図られる団体を選定いただきますようお願い申しあげまして、まことに簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【事務局】

ここで久木元教育長は別の公務のため退席されます

次に、本日のご出席者の皆様を資料2の委員名簿の記載順にご紹介いたします。

公益財団法人大阪府レクリエーション協会事務局長の猪野 守様でございます。

公認会計士の北岡 慎太郎様でございます。

社会保険労務士の福田 豊様でございます。

大阪国際大学人間科学部スポーツ行動学科准教授の船越 達也様でございます。

教育部部長の満永 誠一でございます。

続きまして事務局の職員を紹介させていただきます。

教育部管理監、西口 孝でございます。

教育部次長、中野 康宏でございます。

教育部社会教育課、課長の隈元 実でございます。

同じくスポーツ推進グループ長の中谷 真也でございます。

最後に、本日、会議の司会をつとめさせていただきます社会教育課上席主査の西口 浩生でございます。

よろしくお願い申し上げます。

【事務局】

案件に移らせていただく前に1点、事務局からお願いがございます。

本会議では、議事録作成支援システムを設置しております。委員の皆様におかれましては、発言の際にはお手元の卓上マイクのボタンを押したうえでご意見等について発言していただきますようお願いいたします。また、ICレコーダーによる録音も併せて行いますのでご了承ください。

それでは、本日の案件に移らせていただきます。

まず、「委員長・副委員長の選出」についてです。

お手元の資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則(抜粋)」の第9条第2項をご覧ください。ここに、「委員長及び副委員長は互選により定める」と規定されていることから、委員の皆様により互選いただきたく存じます。皆様、いかがでしょうか。

【委員】

発言よろしいでしょうか。

【事務局】

どうぞ。

【委員】

今回の指定管理施設は、テニスコートと青少年運動広場の体育施設であることから、健康分野やスポーツマネジメント分野等を研究しておられる、大阪国際大学人間科学部スポーツ行動学科准教授の船越委員を、委員長に推薦します。また、副委員長にスポーツ・レクリエーション活動などに豊富な知識をお持ちである大阪府レクリエーション協会事務局長であります猪野委員を推薦します。

【事務局】

ありがとうございます。ただいま、委員長に船越委員、副委員長に猪野委員をとのご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

【事務局】

ご異議がないようですので、委員長を船越委員、副委員長を猪野委員と決定させていただきます。

それでは、委員長から就任にあたりまして一言ご挨拶をお願いします。

【委員長】

まことに僭越ではございますが、委員長を仰せつかりました船越でございます。指定管理者選定にあたり、猪野副委員長様とともに重責を果してまいりたいと存じます。皆様には、積極的なご発言とともに、円滑な議事運営にご協力を賜りつつ進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。まことに簡単ですが、就任に際してのあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

それでは、今後の議事運営を船越委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしくお願ひ致します。

【委員長】

それでは、次の案件、「会議の公開・非公開の決定」に移ります。このことについて、事務局より説明願ひます。

【事務局】

説明いたします。説明いたします前に、失礼ながら着座にて説明させていただきます。お手元の資料4でございます。本市におきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条において、審議会等の会議は公開するものとしておりますが、本委員会の議事につきましては、その内容の多くが、資料5に添付しております門真市情報公開条例第6条第2号のアの「法人その他の団体に関する情報」であり、「開示することにより当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とされており、まさしく不開示情報に該当すると考えられ、事務局といたしましては、非公開とすることが望ましいと考えております。このことについて、ご検討をお願いします。

【委員長】

ただいま、事務局からこの会議を非公開とすることが適当との提案がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

【委員長】

それでは、事務局の提案どおり、本委員会の会議は非公開とします。
続きまして、「会議録の作成方法」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料4でございます。本選定委員会の会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第8条第2項に基づき、各回の選定委員会終了後2週間以内に内容を簡潔にまとめた「議事の要旨」を公開するとともに、10月下旬予定の令和元年度門真市教育委員第6回定例会に議決案件として上程し候補者として可決された後、第1回と第2回の会議録を併せて公開します。また、会議録の作成につきましては、資料5「門真市情報公開条例(抜粋)」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます。

【委員長】

ただいま、事務局より会議録の公開と作成について提案がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

【委員長】

それでは、本委員会の会議録は全文筆記とし、公開は事務局案のとおり行います。

次に、諮問を受けることといたします。

【事務局】

諮問書につきましては、時間の都合上、各委員様の机上へ配布させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】

続きまして、「施設概要等の説明」に移りたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

【事務局】

それでは、施設概要等についてご説明いたします。

この施設は、スポーツ及びレクリエーションを通じて、市民の心身の健全な育成と豊かな市民生活の向上を図る目的で、平成10年10月に開設されました。

立地といたしましては、本市南部地域に位置し、交通アクセスは、大阪メトロ長堀鶴見緑地線門真駅下車徒歩3分でございます。

テニスコートと運動広場は併設しており、まず、テニスコートについての詳細でございますが、募集要項の2ページをご覧ください。

敷地面積は5,438.14㎡でありまして、コートは砂入り人工芝の全天候型が5面でございます。付帯設備といたしましては、夜間照明が21基設置され、その他に更衣室やシャワー室を備えた管理棟を青少年運動広場と共用しております。

駐車場は25台収納可能(内 身体障がい者用1台)で、駐輪場もございません。

次に青少年運動広場の詳細でございますが、敷地面積は、7,548㎡、付帯設備としましてバックネット1基、ベンチ2ヶ所、夜間照明6基が設置されています。

本施設の主な利用状況といたしまして、青少年運動広場につきましては、軟式野球やソフトボールの利用が多く、施設の稼働率は平均して50%程度となっ

ております。また、テニスコートにつきましては、平日、休日を問わず人気があり、平成30年度の施設稼働率は75%と高い状況となっております。

また、本施設は、平成18年10月から指定管理者制度を導入し、平成21年3月までの2年と6ヶ月、平成21年度からの3年間を同一の指定管理者が、また平成24年度から平成26年度までの3年間、平成27年度から今年度までの5年間、計8年間を別の指定管理者が管理をしており、この度の募集は5回目となっております。なお、この度の「指定期間」につきましては、募集要項4ページに記載のとおり、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間といたします。

以上簡単でございますが、施設概要の説明とさせていただきます。

【委員長】

ありがとうございます。ただいまご説明いただきましたがここまでで、委員の先生方向か質問等はございませんでしょうか。

【委員長】

よろしいでしょうか。特に質問がないようです。もし後ほどでも思いつかれたら随時発言などお願いいたします。

【委員長】

それでは、次に「応募状況・選定委員会の進め方」について事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【事務局】

「応募状況・選定委員会の進め方」について申し上げます。

まず、応募状況についてご説明いたします。今回の募集につきましては、募集要項を6月3日から6月28日までの期間配布し、7月10日には応募予定団体を対象とした現地説明会を行い3団体の参加がありました。その後、7月29日から8月9日までを申請期間といたしましたところ、資料8の申請団体一覧に記載しております団体から申請がありました。

続きまして、選定委員会の進め方についてでございますが、選定委員会は本日を含め、2回開催いたしたいと存じます。

今後のスケジュールにつきましては、第2回選定委員会を9月25日(水)午前9時30分から、本日と同じ会場にて開催させていただく予定でございます。

次に、各会の審議内容でございますが、第1回目の本日は、この後審査評価基準等の確認を行い、第1次審査として「書類審査」を行うこととしております。

応募団体が1社のみではありますが、なにぶん、申請書類が多いため、審議に時間がかかるものと存じますが、ご協力いただきまして進めてまいりたいと存じます。

さて、この後の第1次審査では、団体から提出された申請書類に対して審査を行っていただき、各委員が付けられた点数を集計し、第1次審査通過となるか否かを選定いたします。なお、第1次審査の結果は、審査通過の場合には第2次審査の案内を、通過しなかった場合には、非選定通知を送付することといたします。

続く、第2回選定委員会では、第1次審査通過団体によるプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を団体に実施いたします。委員の皆様には、プレゼンテーションに対して採点を行っていただき、その結果を事務局にて集計いたします。集計結果がでましたら、第1次審査の得点と第2次審査の得点の合計を参考として、指定管理者の候補者を選定いただくための総合審査を行っていただきたいと考えております。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。応募状況、選定委員会の進め方についてご説明がありましたけども、先生方何かご質問等がありましたら、いかがでしょうか。

ございませんか。

【委員長】

それでは、次に「審査評価基準表・審査方法の説明」について、これも事務局の方ご説明お願いします。

【事務局】

お手元の資料9-1「第1次審査評価基準表」をご覧ください。

これは、「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例」第4条第1項に規定する選定基準をもとに、施設の設置目的や特性を勘案して審査項目や視点・配点となっております。こちらは応募書類をお届けいたしました時に参考としてお配りさせていただいたものと同様のものとなっております。

合計点数につきましては、委員1人につき200点満点、委員5名1,000点満点といたします。なお、募集要項では、応募団体の上位3団体を選定する予定でありましたが、応募団体が1社のみであったため、基準点をもうけさせていただきたいと考えております。基準点につきましては、5段階評価のCを標準とさせていただいていることから、C評価に乘じさせていただく0.6を1,000点に乘じた600点を最低基準とし、審査結果、合計得点が600点以上と

なった場合については、第一次審査の通過団体と考えております。

なお、合計得点が600点未満となった場合については再度募集要項の配布を行いたいと考えており日程（案）につきましては、後ほど提案させていただきます。

また、配点につきましては、10点を標準とし、評価項目に対する教育委員会の重視度合に応じて増減させております。

標準点と異なる配点を行う項目及び理由につきましては資料9-2に記載しておりますのでご覧ください。

次に、資料9-1の中ほどに「対象部分」という列がありますが、こちらにつきましては、その評価項目の対象となる部分が、申請書類③施設事業計画書（様式第2号）のうちこの部分を指しているかを表しております。また、「評価の視点」という列には、教育委員会が指定管理者に期待する事項を評価の視点として記載しております。

次に、評価項目のうち(13)「申請団体の経営状況」につきましては、財務に関する専門的な知識を必要とすることから、公認会計士である北岡委員の評価を全員の個表に転記してはどうかと考えております。

次に(7)「指定管理料の額」につきましては、申請団体の応募価格を比較し、自動的に算出する方法を用いてはどうかと考えておりましたが、応募団体が1社のみであり、現在の指定管理料より2.5%削減されていることもあり、資料10の算出方法により算出し、そのままの得点を配点してはどうかと考えております。

最後に、審査結果の記入につきましては、資料11「第1次審査評価個表（案）」の様式に評価項目ごとに5段階評価を表すABCDEのアルファベット又は0を記入していただきますようお願いいたします。ABCDE、0の評価の判断基準については、資料12「5段階評価表」をご覧ください。

説明につきましては以上です。

【委員長】

ただいま審査評価基準表及び審査方法についての説明をいただきましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

北岡先生お役目がちょっとございますが、よろしく願いいたします。

【委員長】

他の先生方、いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

よろしいですか。

それでは、事務局からご提案がありました方法に基づいて審査を行うことを決定してよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

それでは、書類審査に移りたいと思います。書類審査の前に事務局から申請書類についてご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、申請書類についてご説明いたします。

まず、申請書類の内容について、事務局で確認した事項を含め、ご説明いたします。

申請に必要な全ての書類が揃っていることを事務局で事前に確認しております。②の「申請資格を有していることを証する書類」では、直近3ヶ年分の納税証明書などの提出を求め、税金の未納が無いことを確認しております。③の「施設事業計画書」では、評価項目の順に提案が記載されております。④の「管理業務収支計画書」では、市に求める指定管理料などが記載されております。⑤の「申請団体の経営状況を説明する書類」では、貸借対照表や事業報告書の提出を求め、申請団体の経営状況を確認できるようにしております。⑥の「就業規則及び給与規程等の写し」では、指定管理施設における雇用が適正に行われることを確認するために、就業規則及び給与規程等の写しの提出を求めています。ここで、応募団体が、業務従事者予定者の給与額のわかる給与規程又はそれに代わるものの写しを提出しているかについて確認したいと存じます。応募団体の申請書類のうち、該当する箇所に付箋を貼っておりますので、そちらをご覧ください。

それでは、申請書類をご覧ください。こちらにつきましては、給与額は再雇用契約書及び賃金台帳において、確認することができます。応募団体の業務従事者予定者の給与額のわかる給与規程又はそれに代わるものの写しを確認させていただきました。

次に、⑧の「職員の労働条件を確認するための書類」では、適正な労働条件

であるかを確認するために、時間外労働、休日労働に関する協定届の写しや、労働保険の納付書、領収書の写しなどの提出を求めています。

最後に、⑨の「応募概要」では、施設の効用を最大限に発揮できるための方策や考え方をまとめていただいております。

続きまして、書類審査の方法についてご説明いたします。書類審査の前に、審査結果を記入していただく個表を事務局から配布いたします。審査中に疑問が生じた場合は、事務局にご質問ください。また、審査中、評価についての意見交換を行いたい場合は、委員長にお申し出てください。

審査個表への記入が終わりましたら、集計作業を行いますので、個別に事務局へご提出ください。

最後に、審査時間ですが、今から1時間取らせていただいておりますが、審査の終了した委員さんは、結果を記入していただきました個表を委員長のほうへ提出していただきたいと考えております。以上で、申請書類の内容と書類審査の方法に関するご説明を終わります。

【委員長】

ありがとうございました。ただいま、申請書類の内容と書類審査の方法に関する説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【委員】

13番の申請団体の経営状況を私が記載するということですが、バーになっていますけど記載してもいいということですか。

【事務局】

はい、記載してください。お願いいたします。

【委員長】

他にはいかがでしょうか。

それでは、これから書類審査を開始します。事務局は個表を配布していただきましたね。これですね。

委員の皆さんは個表への記入を始めていただいでよろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

《審査開始》

【委員】

質問してもいいですか。(1)の管理運営する際の方針等についての2番目の過去

3年間の重大な事故及び不祥事の有無並びにそれらへの対応等どういうふう
に判断したらよろしいでしょうか。

【事務局】

重大事故は過去3年間なしというふうに聞いております。事故への対応とかの
ところを書いていただいておりますので、そのあたりで判断していただければと
思っております。

【委員】

わかりました。

【委員】

採点と関係ないかもしれませんが、収支計画書のところで自動販売機がありま
すが、確か3台ほど自動販売機があると思いますが、これも一応、業務の一つと
考えてよろしいでしょうか。

【事務局】

考えていただいて結構です。

【委員】

障がい者の雇用率はグループとして認められていると思うのですが、この場合
は拠点ごとに計算する必要はないのですか。

【委員】

雇用率ですか、会社全体でみればよろしいかと思うのですが。

【委員】

わかりました。

【委員】

人員配置なんですけど、管理状況からして今回提案いただいているのは、通常
管理が2名配置されているのですがこれで大体行けているのですか。

【事務局】

現状の事業者は、責任者の方と事務の方1名と、あと自主事業等があるときは
テニスのコーチがいらっしゃる場合がありますが、特に問題等は起きておりませ

ん。

【委員】

わかりました。

【委員】

先ほどの副委員長のお話と重複するかもしれませんが、人員のところでは管理作業員という方がいらっしゃるのですが、その方は一応外部の委託であって、日々のグラウンドの整備や施設の清掃、営繕業務というふうに書いてありますので、それ以外の管理等にいらっしゃる方は、基本的には平日1人ということで多分ご提案されていると思うのですが、過去も同じような感じで管理棟の方は平日は、1人で、こういう管理作業員の方が1人ですか。

【事務局】

現在の指定管理者の管理ですが、平日は大体2名で管理をしていただいております。引継ぎの時間帯などは3名になる時もございますが、大体2名で管理と事務をしていただいております。

【委員】

その管理作業員の方は、外部委託で書いてあるのですが、その場合、何かあった時の責任とかそういうものは、外部委託の管理作業員の方は、あくまでも清掃とかであって、例えば台風等があったときにどうするのか、管理作業員以外の事務の方がされるのか。

【事務局】

そういうような形で今も管理をしていただいている状態です。

【委員長】

先ほどの人員配置のところですが、最近非常に自然災害的なトラブルが大阪でもよく起きていますが、実際運営しているところが、例えば出勤できないとか、帰宅できなかったとかはあるのですかね。

【事務局】

今まではそういう事例はございませんでした。

【委員】

今の質問にかぶせるようですが今年の9月の台風があった時、その際そもそも

使用が中止になったと思いますが、使用はされたけどもやめたのか、利用者が来ていたのか、そういう情報ございますか。

【事務局】

昨年の台風ときは、皆さん従業員の方は出勤していただいております。会社の方から帰宅できない可能性もあるというような連絡をいただいたのですが、開場している時間内は、誰か1人は責任をもってくださいと伝え、遠くから来られている方は、会社の判断で、帰れる方が会社の方から来ていただくのかは、会社の判断で人員配置をしていただきました。

【委員長】

こういう場合は運営をストップするなどのルールはあるのでしょうか。何らかの警報がでたときは、事業者の判断ではなく市としてこれはやらないというようなことはあったのでしょうか。

【事務局】

ございます。各種特別警報及び暴風警報が発令された時点で、施設は利用停止になります。17時を基準といたしまして、警報の方が17時までに解除された場合、17時以降利用は可能となっております。17時現在で警報が解除されていない場合は、終日利用停止になります。市が定めている社会体育施設共通の基準でございます。指定管理者が独自で決めているものではございません。

【委員】

先ほどからの人員についてなのですが、例えばAさんが有休となった場合、これはエスエスケイの中で代行の人が入ってくるということになるのですかね。

【事務局】

もちろん指定管理者の職員で対応していただくという形になりますので、別の人が出勤していただくということで、責任者が不在の場合でも47ページに責任者が不在の場合でも3名対応可能な体制をとっておられるということですので、その中のどなたか出てきていただくという形になるかと思われまます。

【委員】

実際には賃金台帳に載っている以外の方が入る可能性もあるということですね。

【事務局】

可能性としてあるかなと思います。

【委員】

そうですか。

【委員長】

この申請書類の 53 ページにある実施研修の実績が書いてありますが、一部のみと書かれておるのですけども、実施研修の一部のみではなく実績をご提示いただくことは可能ですか。安全に関する研修、サービスに関する研修とか日付も入れてくださっており非常に丁寧なのですが、不定期であって、記録が残っておるものを上げられたと思うのですが、最近のものをすべて次回プレゼンテーションの時までに出していただくことは可能ですか。

【事務局】

今、即答ができませんので確認させていただきます。確認させていただきまして出していただけるのであれば出していただくというような形をとらせていただきます。

【委員長】

定期的にきっちりされておるとは思いますが、一部のみとなっておりますので大丈夫なのかなという気がいたしましたので。そういう意図なんかもお伝えしていただけたらと思います。

【事務局】

万が一出せないということになりましたも、プレゼンテーションの時にご質問いただきましてお答えいただくということになるとは思いますが、実績を委員長はお知りになりたいということですか。計画よりも実績の方をお知りになりたいということによろしいですか。

【委員長】

そうです。

【事務局】

わかりました。

【委員長】

実際されているとは思うのですけどね。

【事務局】

書類が出せるのかどうかも含めて検討させていただきます。
検討内容につきましては次回の会議までには委員の皆様には報告させていただきます。

【委員】

出来たものから提出させていただいてもよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員】

人員のことですが、事業計画書の47ページのところで、責任者1名、スタッフ3名というふうに書いてありますが、賃金台帳やタイムカードを見ますと3名分しか記載されていないのですが、その辺は次回のプレゼンテーション時に聞けばよいのか、もし事前にご存じでしたらお教え願いたい。

【事務局】

今すぐは難しいので、次回までに確認をさせていただきますが、今、出ている分で今回の採点はしていただかないとは思いますが、次回確認はさせていただきます。

【委員】

この46ページとか47ページには、責任者とスタッフA、B、Cということで4名かなと、賃金台帳を見ましても3名しかないのも、もし事前にわかったら教えていただきたいと思います。プレゼンの時に聞けるのであれば聞いてみます。

【事務局】

先ほどの質問の補足ですが、もともと募集要項で3名分提出してくださいということで書いておりますので、3名分しか出ていないということです。追加での書類の提出になるかとは思いますが、確認はさせていただきます。

【委員長】

個表の(7)の指定管理料の額は、決定ということによろしいでしょうか。

【事務局】

こちらの方で記入をさせていただきます。1社のみでありましたので、現在管理していただいている会社にお支払いをさせていただいている額より2.5%削減されておりますので、得点の方は式をそのままあてはめさせていただきます。20点の配点とさせていただきますと考えております。配点については公表させていただきますので、この式をあてはめざる得ないということで、契約の方にも確認はさせていただきますので、1社しかきていないので満点になってしまいますが、ですから委員さんに書いていただく必要はないかなと。

【委員長】

空欄のままでもよろしいですか。

【事務局】

結構です。

【委員】

入れてしまっているのですが、消したほうがよろしいでしょうか。

【事務局】

入れていただいている委員さんにつきましては、そのまま入れておいてくださって結構です。

【委員長】

そういたしましたらこれで5名の委員の方々の採点が終わりました。今から事務局に集計をしていただくこととなります。

これより事務局の集計が終わるまで、休憩に入ります。

【事務局】

それでは今から、集計の方をさせていただきますが、4時35分までに集計の方をさせていただいて再開というような形で開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

《休憩》

【委員長】

そういたしましたら、委員会を再開します。まず、審査結果について、事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局】

それでは、審査結果を報告します。

株式会社エスエスケイ、総得点は836点です。

以上の結果により、応募団体につきましては、第1次審査通過となりました。

【委員長】

ありがとうございました。

そういたしましたら、第1次審査通過団体として、株式会社エスエスケイ様で決定してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

【委員長】

はい、ありがとうございました。

そういたしましたら、次に、第2回選定委員会について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、第2回選定委員会についてご説明します。資料12「第2回指定管理者候補者選定委員会予定表」をご覧ください。

日時は、令和元年9月25日(水)午前9時30分から午後0時頃まで、会場は本日と同じこの会場で行います。内容は、第1次審査通過団体によるプレゼンテーションの審査と、第1次審査の得点を併せた合計点を参考とした総合審査を行い、指定管理者候補者を選定していただきたいと存じます。

第2次審査のプレゼンテーション時間は15分間で行っていただき終了後、団体への質疑応答で25分間予定しております。審査で申請団体に対して行う質問につきましては、第2回選定委員会までに委員の皆様から一人2問、計10問の質問をお伺いし、事前に評価のポイントなどをまとめ、第2回選定委員会において事務局案としてご提案したいと考えております。

のちほど配布をさせていただきますが、前回の選定時に使用した第2次審査の質問資料で、参考資料として配布させていただきます。
以上で、第2回選定委員会についてのご説明を終わります。

【委員長】

事務局から第2回選定委員会の審議内容についてご説明いただきましたが、質問内容は今お持ちいただけるのでしょうか。

【事務局】

少しお待ちください。

【委員長】

書類を待っておきましょう。

ただいま、配布いただいた書類は前回のというわけではないのでしょうか。

【事務局】

5年前の選定委員会でのものです。

【委員長】

5年前の選定委員会の時に採用されたものを、今回参考としてご提示いただいたわけですね。

これについて、簡単にご説明いただけますか。

【事務局】

質問内容の方を委員の皆様からこのようなことを質問したいというような形でご提案いただき、その質問に対しまして、事務局の方からこの辺りを検討していただきたいというような形で、評価のポイントを入れさせていただきました。再度、委員様の方に事務局の方からこれでよろしいでしょうかというお伺いをかけさせていただいて最終の案を作成させていただきました。

【委員長】

ありがとうございます。質問者というところに、委員長、副委員長、委員の先生ですかね。ざっと見ますとこの3番目、4番目は実際に運営をする際のサービス面になりますかね5番目、6番目は収支、あるいは経費に関するものですかね。7番目、8番目は施設面あるいは防犯、防災対策ということですね。9番目が地元の総合型クラブとの連携、あるいは門真市が施策として

あげておられる子ども、女性、コンパクトシティと、門真市の施策についてそれとの関わりということはあげておられますね。いかがですか、ランダムに質問したい内容を案としてあげていただくか、あるいは委員の先生方の中で各分野を決めてやったほうがやりやすいか。いかがでしょうか。ご自由にご意見をいただけましたら。

【委員】

とりあえず、10個質問するということが前提であれば、ある程度、多少分野というか決めたほうが重複しなくていいのかなと、個人的には思います。

【委員長】

そうですね。委員の先生方の専門性を考えれば、ご専門のあたりの質問というふうになってくるとは思いますけども。

他の先生はいかがですかね。

【委員】

私も、全く同感でせっかくいろんな分野の方に来ていただいておりますので、専門分野ごとにお聞きいただければと。例えば私でしたら、9番、10番この辺りになってくる、門真の施策とか、あるいはここに書いてある門真の子ども、中学生の職業体験とか、そういう提案をされておりますし、門真の子どものスポーツ少年教室ですか、そういったものもありますので、教育部の私としては地域住民のみならず門真の子どもたちの体力増進、あるいは夢を持たすためにはどうするのかという話を聞くとしたら、専門別に分けていただいたほうがいいのかなどと思っております。以上です。

【委員長】

やっぱり項目別に案ということでまとめていただくということですけども、どうしても重複する部分が出てくるかもしれませんから、ある程度こういう内容でというふうな、中から2つの質問項目をご検討いただく形がいいような気がするのですが、いかがでしょうか。

私も前回のを見ながら施設面であったり、収支ですね、等々のこんな感じでおそらく前回もそんなふうに分けてその内容で質問項目を考えたような気はします。事務局の方で5つ5人委員の先生がおられますのでこの分野でこういう内容でと決めてご指名いただいて、この委員からはこういう質問を、ご検討いただくということで、ご連絡をいただくという形でいかがでしょうか。

【事務局】

わかりました。事務局の方で案を作らせていただいて各委員の先生方にご連絡させていただきます。

【委員長】

先生方それでよろしいでしょうか。

【委員】

私の場合だと、会計的な形になると、まる5番の収支計画というのはぜひとも聞きたい。こういう質問でいいのかどうかあれですが、いったん具体的に教えてくださいと聞いたうえで回答をもらって、さらに細かく聞きたいと思っています。

【委員長】

そうしましたら、プレゼンテーションの後の質疑応答の項目につきまして、質問内容の分野といいますか項目を大至急ご検討いただいてそれをご提示いただいたうえで、第2回選定委員会までに先生方に今一度こういう内容で質問をするということをご提案いただくというような形でいかがでしょうか。

他に何かご意見等、質問等ございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして、第1回門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場指定管理者候補者選定委員会を閉会します。本日はどうもありがとうございました。